

法人本部

企画課管理用 管 — E — 2

推進主体	施設部施設課
責任者	施設部長

分類			実施計画	開始年度	完了年度	将来的な継続
管	—	E	危機想定に基づく設備対策に向けた取組み	令和 4 年度	令和 9 年度	あり(予定)

① 目的・内容						
<ul style="list-style-type: none"> 目的: 危機の想定や管理体制の見直しにより既設の災害対策設備で対応可能か検証を行い、不足する設備について増設や新たな設備の設置を検討し、実行する。 内容 <ol style="list-style-type: none"> 危機の想定と管理体制の見直し内容の確認(総務課・人事課との意見交換、想定内容の擦り合わせ) 既設災害対策設備の検証 マンホールトイレ、常用発電機の活用、井水利用、太陽光発電システム活用 等 増設・新設設備の検討(予算化含む) 工事実施 						

② 到達目標(数値目標/定性目標) ※数値目標を設定できない計画は、定性目標を設定すること。						
計画工事の完了						

③ ロードマップ							
年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
予定		危機の想定、管理体制の見直し内容の確認(1.0y)					
		地震に対する既設災害対策設備の検証(0.5y)					
		地震に対する増設・新設工事の検討(0.5y)		工事の実施(3.0y)			
		地震以外の危機に対する既設災害対策設備の検証(0.5y)					
		地震以外の危機に対する増設・新設工事の検討(1.0y)					

④ 数値目標の詳細 ※設定できない計画については記載不要。						
指標の名称		指標の定義(計算式/説明)				
1						
直近	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
目標						
実績						
2						
直近	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
目標						
実績						

(様式2) 実施計画書 兼 報告書

⑤ 実施計画／実施報告		
年度	実施計画	実施報告／今後の課題
（ 令和 4年度 ）	<p>実施方針や内容の定義、検討体制や承認プロセスの検討、現状の確認の実施。</p> <p>【4月～10月】 方針や内容の定義づけを行う。 関連プロジェクト「14-1危機管理体制の見直し」との関係性の整理や役割分担を行う。 関連部署（法人各部署、各学校で横断的な体制を整理）と検討メンバーの選出を行う。 上程会議の選定など承認プロセスの検討を行う。</p> <p>【10月～3月】 危機管理体制、危機管理マニュアル、行政などの最新ハザードマップの確認を行う。</p>	<p>関連部署へのヒアリングの結果、危機想定的大幅な見直しやマニュアルの刷新等がないことから、現時点の方針を基に設備の検証を行うこととなった。</p> <p>また、令和4年5月25日に東京都より公表された「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」を基に学習院の各キャンパスへの影響を考察し、10月5日の防災連絡会議にて報告を行った。今後はこの考察を基に地震に対する各キャンパスへの設備検討を実施する。地震以外の危機についても同様のプロセスで考察と検討を実施する。 ※令和4年度の進捗を踏まえて③ロードマップを更新した。</p>
（ 令和 5年度 ）	<p>【4月～10月】 地震被害に対する既設設備の検証や不足する場合の新規設備検討を行う。 その他の危機についても最新状況を考察し、検討する。</p> <p>【10月～3月】 前期の内容を防災連絡会議で報告する。 その他の危機についても最新状況を考察し、検討する。</p>	<p>令和4年度の「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」による考察から、各キャンパスへの影響は少なく、特に新たな設備を設置する必要が無いとの結論に至った。ただし、四谷キャンパスで設置を予定していたマンホールトイレについては、目白、戸山キャンパスで既に設置されていることや新宿区内の公立小中学校に設置されていることから必要最低限の台数を令和8年度に設置することとなった。</p> <p>水害についてはハザードマップ検証を行い洪水の危険性が無いことを確認した。火災については、小規模木造建築において法的に感知器と警報の設置は不要であるが、火災のリスクが高いことから、令和6年度に対策工事（感知器設置と警報の移報）を実施することとなった。</p>
（ 令和 6年度 ）	<p>【4月～10月】 木造建築への火災感知器の設置、及び移報システムの構築を行う。セキュリティー設備の検証を実施し、総務部と協議を行う。その他の危機についても最新状況を考察し、検討する。</p> <p>【10月～3月】 前期の内容を防災連絡会議で報告する。 その他の危機についても最新状況を考察し、検討する。</p>	
（ 令和 7年度 ）		
（ 令和 8年度 ）		
（ 令和 9年度 ）		